

(様式5)

都 行 第 657 号  
令 和 2 年 10 月 20 日

広告代理店 御中  
広告主

さいたま市長 清 水 勇 人  
( 公 印 省 略 )

### 広 告 掲 載 に 係 る 募 集 に つ い て ( 依 頼 )

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する事業を行っております。

この度、広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集しますので、参加を希望する場合は、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、下記により必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

### 記

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 広告媒体名称        | 家庭ごみの出し方マニュアル   |
| 2 | 募集内容          | 別紙「広告掲載仕様書」のとおり   |
| 3 | 広告主等の<br>決定方法 | 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却   |
| 4 | 提出物           | 「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」  |
| 5 | 提出期限          | 令和2年11月4日（水）正午まで  |
| 6 | 提出先           | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部<br>(さいたま市役所5階)<br>〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 |
| 7 | その他           | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり  |

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当 : 石川 ・ 江口

電 話 : 048-829-1106

F A X : 048-829-1997

E-Mail : kaikaku@city.saitama.lg.jp

# 見積書提出に当たっての留意点

## 1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額が、最低募集価格（税込み）の110分の100に相当する金額を下回った場合は、失格とします。
- ③ 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ④ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効とします。
- ⑤ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑥ 見積書には押印が必要です。御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑦ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断します。
- ⑧ 広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

## 2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、別に指定する日時に当該見積書を提出したものによるくじ引きにより決定します。このくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、決定します。
- ② 見積り結果については、原則として提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

(様式2・見積り合わせ方式用)

## 広告募集仕様書

○次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

## 1 広告媒体について

名称	家庭ごみの出し方マニュアル		
発行部数	689,300部		
規格	判型	A4判	
	ページ	20ページ	
	色	4色カラー	
発行日	令和3年4月1日		
内容	市民に対しごみの分別や収集曜日、ごみ減量の周知啓発を図るもの		
配布方法 (期間・エリア・ 対象者等)	方法：市内の全世帯に直接配布、各区役所くらし応援室・区民課・支所・市民の窓口には随時配布 エリア：市内全戸 期間：令和3年3月28日～令和3年3月31日		
発行元	環境局資源循環推進部廃棄物対策課		
備考			

## 2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	最低募集価格 (税込み)
表紙以外のいずれかのページ	68mm×180mm	1枠	4色	220,000円
特記事項	1 さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。 2 広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費(版下・デザイン)は含みません。 3 掲載が望ましくない業種は便利屋、一般廃棄物収集運搬許可業者、葬祭業者です。			
入稿について	1 完全データにて入稿してください(データ形式： <u>イラストレータ</u> 、文字はアウトライン化)。 2 入稿時には出力見本を添えてください。 3 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 4 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。 5 入稿締切までに原稿の提出がない場合、広告の掲載はできません。その場合でも広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。			

初稿入稿締切	令和2年12月22日(火)
最終入稿締切	令和3年1月12日(火)

### 3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付または封緘のうえご持参ください。
申込締切日	令和2年11月4日(水)正午必着
申込先 (問合せ先)	(担当課名) さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	(所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	(TEL) 048-829-1106 (FAX) 048-829-1997
	(Eメール) kaikaku@city.saitama.lg.jp

### 4 広告掲載イメージ

裏表紙 (枠内が広告部分)

**生ごみ処理容器等購入費補助制度について**

～一般家庭から排出される生ごみの処理は資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入するのに対し、購入に係る費用の一部を補助します。

問い合わせ先 廃棄物対策課 常設窓口のみ

☎ 829-1336

**補助対象** ●生ごみ処理容器(コンポスト類) ●電気式生ごみ処理機(デュオオーガータイプは除く)

補助金額 購入金額50%以内、上限4,000円 補助金額 購入金額50%以内、上限20,000円

**申請方法** ●購入品、購入済品及び中古品、購入済品を個人(個人名義)で申請された場合は「生ごみ処理機」を申請します。●申請は、申請書(申請書)と購入品を一緒に提出する必要があります。

**その他** ●申請は期限内での申請となります。●申請は購入された生ごみ処理機内に行ってください。●申請は、生ごみ処理機が壊れた場合、廃棄物対策課までお問い合わせください。

**提出先** 廃棄物対策課または各営業所(申し込み用紙)

**連絡先一覧** 平成31年10月1日時点

●生ごみの出し方に関すること	西 浦 井 事 務 所	西区浦井52-1	☎ 623-3899	FAX 622-9144
●生ごみの収集・収集所に関すること	東 浦 井 事 務 所	東区東浦井272-1	☎ 685-0611	FAX 687-2018
●生ごみの出し方に関すること	大 津 浦 事 務 所	南区大津浦317	☎ 878-0956	FAX 878-0959
●生ごみの出し方に関すること 【生ごみ処理機】	西区役所くらし広域室	西区西大宮3-6-2	☎ 620-2627	FAX 620-2762
	北区役所くらし広域室	北区東和町1-852-1	☎ 669-6027	FAX 669-6162
	大宮区役所くらし広域室	大宮区大宮南3-1	☎ 646-3027	FAX 646-3162
	真光区役所くらし広域室	真光区東通町12-36	☎ 681-6027	FAX 681-6162
	中央区役所くらし広域室	中央区下宮台5-7-10	☎ 840-6027	FAX 840-6162
	南区役所くらし広域室	南区東横4-3-1	☎ 856-6137	FAX 856-6272
	浦和区役所くらし広域室	浦和区東部6-4-4	☎ 829-6052	FAX 829-6231
	南区役所くらし広域室	南区東部7-20-1	☎ 844-7137	FAX 844-7270
	緑区役所くらし広域室	緑区東部9-5-1	☎ 712-1137	FAX 712-1272
	岩槻区役所くらし広域室	岩槻区東部3-2-5	☎ 790-0128	FAX 790-0262
●家庭ごみの直接搬入に関すること	西 部 緑 野 センター	西区西大宮52-1	☎ 623-4100	FAX 622-5353
東 部 緑 野 センター	東区東大宮626-1	☎ 684-3802	FAX 686-0466	
フライングセンター大宮	南区大宮317	☎ 878-0989	FAX 878-0959	
東 部 緑 野 センター	南区東部4-2-1	☎ 710-6010	FAX 838-5310	
●生ごみの資源・資源化の啓発に関すること	浦 和 高 等 学 校	浦和区東部6-4-4	☎ 829-1336	FAX 829-1991
東 部 高 等 学 校	東区東部6-4-4	☎ 829-1336	FAX 829-1991	
●生ごみ戸別収集に関すること	生ごみ受付センター(予約専用)		☎ 640-5300	

# 広告枠

発行元 廃棄物対策課 TEL 829-1336 FAX 829-1991

(様式6)

広告掲載申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(あて先) さいたま市長

ふり がな  
住 所

ふり がな  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市の広告媒体へ広告を掲載したいので、条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

また、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

1 広告媒体名称  
家庭ごみの出し方マニュアル

2 広告内容

3 業 種

4 その他

さいたま市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

5 申込者連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) T E L

(3) F A X

(4) Eメール

※広告代理店が申込み場合は、2は広告主の名称・広告の内容、3は広告主の業種とすること(広告主が決定していない場合は未定とすること)。

(様式7)

# 見 積 書

- 1 広告媒体名称  
家庭ごみの出し方マニュアル

2 金 額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

さいたま市長

(注意事項)

- ・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。